

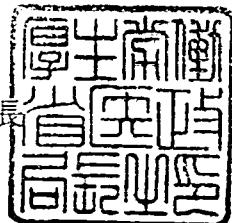


医政発第0617006号

平成17年6月17日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長



院内感染対策相談窓口事業の実施について

標記については、平成6年度より院内感染対策の一環として、医療施設等に従事する者を対象に、個別の相談を受けるための相談窓口事業を行っているところであるが、平成17年度においても、別紙実施要綱のとおり引き続き実施することとしたので、貴管下医療施設及び社会福祉施設に対する周知方よろしくお願ひする。



平成 17 年度院内感染対策相談窓口事業実施要綱

1. 目的

院内感染対策に関する相談窓口を開設し、医療施設及び社会福祉施設における院内感染についての問い合わせ等に対し、より具体的に回答することにより、院内感染対策に関する知識の普及啓発を図ることを目的とする。

2. 対象

全国の医療施設及び社会福祉施設に従事する者とする。
(一般国民、報道関係者を対象とするものではない。)

3. 事業実施者

社団法人日本感染症学会が行うものとする。

4. 事業内容

(1) 日本感染症学会に相談窓口を設け、専用 FAX を設置する。

(2) FAX 番号 03-3812-6180

(3) 受付時間

月曜日から金曜日（祝日及び 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの期間を除く。）の午前 10 時から午後 4 時までとする。

(4) 相談申込及び回答方法

ア 相談申込者は、所属施設長の氏名及び印影のある文書で、院内感染対策に関する具体的な質問内容、氏名、職名、電話番号、FAX 番号を記入のうえ、FAX にて送付するものとする。

イ 相談申込者に対し、日本感染症学会から推薦を受けた者が、可及的速やかに文書で回答することとする。